

TO 児島第 U G S H O P 保険事務所 鹿児島 涌

# 12月号

(有)鹿児島第一 〒890-0002 鹿児島市西伊敷 3-5-7 TEL 099-220-7385 FAX 099-220-8451

### (師走) DECEMBER

日	•	10	24
月	۰	11	25
火		12	26
水	٠	13	27
木		14	28
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	31
月	4	18	•
火	5	19	
水	6	20	
木	7	21	
金	8	22	۰
±	9	23	

#### 12月の税務と労務

国 税/給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税/給与所得者の基礎控除申告 書兼配偶者控除等申告書兼 所得金額調整控除申告書・ 保険料控除申告書・住宅借

今年最後の給与を支払う前日

国 税/11月分源泉所得税の納付 12月11日

国 税/10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)1月4日 国 税/4月決算法人の中間申告

1月4日

国 税/1月、4月、7月決算法人の 消費税の中間申告(年3回 の場合) 1月4日

入金等特別控除申告書の提 地方税/固定資産税・都市計画税(第 3期分)の納付

市町村の条例で定める日

労 務/健康保険・厚生年金保険被 保険者賞与支払届

支払後5日以内

#### ワンポイント 印紙の消印

収入印紙による印紙税の納付は、課税文書に収入印紙を貼付し て消印します。消印は納税を成立させるほか、収入印紙の再使用 を防止する趣旨もあります。消印は印章又は署名により行い、氏名・ 名称などを表示した日付印、役職名・名称等を表示したゴム印も 認められますが、鉛筆による署名は認められていません。



割を果たす」と話します。 自動 す。 ラッカーの本は経営者にとって、 ラッカー ドラッカー研究者A氏は「ド 車運転の際のカーナビの 著書が挙 へとして、 げられま P F 役

転者が先ず、目的いご承知の通り、 三科か、混雑状況はどうか等一で距離を重視するか、有料1が先ず、目的地を選び、そ ず 止をしてくれまった場合は、そ 割を果たしま カーナビは 営者が会 迷 そ 運 9

ちろん、 カー ナビ は 地 点

誰

でも自分の見方で判断し結果

する)、「是正」(再発防

経営の仕 スは いう点では異なります。 クリアすべき条件は多いと いくつもありません。一方、 1 ル 事は一地 そこに 点で表せない 至る プロ セ

らです。

い初めて論理的・体系的な経営が初めて論理的・体系的な経営 さて、 ドラッカー ドラッカー-の経営学を

<u>۲</u> ます。 ていますが、一貫しているのは、 メント論を多岐にわたり説明し 利法人のマネジメント等マネジ メントを紹介することにします。 ここでは、個人の仕事のマネジ マネジメントとは何か」です。 彼の著 企業の 個 来のマネジメント、MM人の仕事のマネジ者作は30冊以上にも 仕事のマネジメン30冊以上にも及び 非営

# マネジメントとはドラッカーの

ため、 します(次頁A~D参照 て行動すること」になります。 このことを分かりやすくする 言でいうと、「成果を目 ラッカーのマネジメン ず A につい 概念的になりますが説明 て見 たますと、 0 1指 <u>۱</u> は L

> します。 を んな見方を選ぶかが 出 結びつく、 b そうと行 の見 出発点になるのが、 九方➡行 ということです。 動 でしま 行動を左右 1 結 果 سلح

ものの見方を変えなければなららない、行動を変えるためにはの場合は行動を変えなければな ない、ということです。 あ は6色で絵を描いて 一り前 ŋ, 結果 例えば、 前ですが、1日オ ヨーロッパのデザイナー則ですが、ロシアは5色でえば、日本では虹は7色が 成果)を変えたい、こ 4 ・ます。 В ナー は、 でが

参 目指して行動することでした(C そのことを表しています。 照)。 次に、マネジメントは成果を

果を上げることが要求されます。のいろいろな制約条件の中で成に厳しい社会・経済環境の中でを上げるとなると、Dのよう でになかった価値を創造ししかし、成果を上げる、 D 有ることを表します。 んでいくと、ズレて来ること そこで、「修正」(正 では、 Ĺ 成果に向かって 監造し成る ī 11 突き 今ま 止状 の態

ます。 発 た め といった 止の是 「管理」が必要となり 正 ため未然防止する)、 する)、 予 再

で説明しましょう。例えば、「是正」に ば、「是正」に で管理 ついての す る 例

さい」、更に、「生年月日をお願人に「自分の名前を言ってくだが受付に来ます。受付係は来たび出します。すると、Xさん がらこのような形 いします」といった対応をしま つ 出します。すると、Xさん病院の受付でXさん、と呼 たのでしょう。 今までの間違いを是正しな で 0) 対 応に

# 習慣とはの異を上げる五つの

す。 め できる。 いる5つの習慣を紹 13 ^。以下にドラッカーの述べての5つの習慣を説明していま 於いて個人で成果を上げるた でも成 F ラッ そして、マネジメント、果を上げる能力は習得 カ 1 は 1 9 介します。 6 0 年

# 時間 管理

2 日 例) 小学校1 かかりました。 「溝を掘るのに2人で 年の 4 算数 人だっ 0) 教

スで の時作 テップは、 は、 を 界 日いた 自 は 1 作用 八勢で仕事 る、 蕳 5 ている。 では恐らく4 である。 では を整理す 時間をマネジメントする。 きく3 ある会 です。 が費やされるからです。 L 日 あうことによって多 事をするよりも、 か (1) るつに分けている会社の会長は時 しかし、 かり 時 うる、 て 0) **舟間、** 間を記録 ます 11 日 時 ③ 時間 だろう。 0 3 正か 現 実のは 3 残分 がする、 スの 世 1 世 1 の 分の と 間 分 にをま 互.

 $\langle A \rangle$ ものの見方➡行動➡結果 (結果の出るものの見方をしているか?)

 $\langle B \rangle$ 

3

結果の変化→行動の変化 →ものの見方の変化 (結果の出るものの見方に変える)

 $\langle C \rangle$ 成果 成果に向かって行動する

 $\langle \Box \rangle$ 修正 管理 是正 予防 成果 成果に向かうプロセスで 管理の問題が出てくる

出典:経営コンサルタント

そして、 ずれに対 ೬ 文に早く応えるよう工場りの時間を友人の顧客か と、これ 文は の電 分 くべき時間 0) る 話 書 11 、この人は例と時間にすぎなか 1 つも K 11 しても らの3つの が は 千 なかった。 使っていた。 地 円 しほとん はむ であ な 滑 活 記 に いえば、かいた。 しろ 活 7 処 録 いた。 と考え それ時 2理さ 動の をす 0) へら 仕 L 時 事れかののか Ď 間い る間

浅沼宏和氏の図を加工

が 識的 とを意 で①き、② G 評 価 氏 貢献意識 は この 味し 自

同 Ш 3 ますが、成 従 ・う問 って、 任 みを生か . 意 いの答えになります。 でも光の当て方で違 **燃果を上** 貢献 ということに 意識 げる意識とは、 Ш 成 果 な 意 ŋ 13

も催注な

を 7

は

お注 促

> 意味します。 っている。その点はきらば悪り、会社の業績は相等(事例)会社の業績は相等 役割は、 とは成果に焦点を当て、 むことが出来るようになります。 味します。 てて考えています。 と②によりまとまっ つ ② か の る  $\mathcal{O}$ してもらいたい。 に大きなテーマに は な時 あるべき成果に向 い間 い仕 一分の ベ まとまった ま 0) うこと 事 を ず。 きであ 間 ます。貢献会の努力に焦点 を理 習 は、 な きちち ることを てる 0 的 時 か 自 変 取 G た 成 でに 意識を しょ 分の 点 んと 果に ŋ わ 間 け ŋ 時 べ P 氏 Ź Ŕ b 組 き で 間

どう ずっと営業成 は というが、自分の「やり方を変えて 績 が 良 < な

> 方が強 なが なけれ ま み から、 る、 ŋ, ば み で になり だ、 ì P る 9 成果が上 1分が ま せ る。 強得 ん ŋ み 意は がだといっ 向 がるやり は な に 成いの 果に 変え 0 P ŋ

集中

受け身の を追う、 る、の三条件が 事 ない。かはあまり 終えたが何るほどだった 1 例) 今日 行動 ③やらなる場合の状態で仕事 のた。 は 集 仕 ッ 中 しく 事 P いことを決め 事 つ 0 くっと仕ず をせず IJ をこなし 原則 覚え です。 仕 7 事 が 事 いたを (2) 口

事 手の立場に立る護士に最初の生 立てることを指 例 意思決定 法律 の仕事として 事 って論理を する。 て、 新 入 組 み相弁

選出肢 いもあ **恵思決定には両立し立てることを指示す** 肢 ŋ から選ぶことになります。選択肢を出し、そして、 根 本 ・を考え代替案を Ĺ しな 11 択

考文 条 件 献 浅沼 ・ラッ ドラッ カ 宏 和 カ 0 Ī 教 世界 経 営者 ゃ さ  $\mathcal{O}$ 

## 令和 5 年分 年末調整のポイ



ます て n てきまし などは OV: ませんに で、 も年末調整 ポ 昨年とほとんどた。業務の基本 が、 イントを押さえ 変更点、 べもあ を本的近 7 りわな

おきます。

#### 年末調整の流れ 表 1



- 扶養控除等(異動)申告書
- 基礎控除申告書
- 配偶者控除等申告書\* (3)所得金額調整控除申告書
- 保険料控除申告書
- (特定増改築等) 住宅借入 金等特別控除申告書

下のて以 0

 $\epsilon \sqrt{}$ 

(養控除等(異動)申る人で他社に「給

告書所

養控除等申告書」) を提

上 0 間 対 年

から給与

から給与等の支払い万円を超える人や、

※(2)~(4)は1枚の用紙です

年がし

象と

なり

/ます。 0)

ただし、

ま い調

で

務 Þ

て の年

 $\epsilon \sqrt{}$ 

る人など

て

る人

途

で じ

就

は

を

7

中通

職勤

. の給

与等

収入金

額

が

2 0

扶 養控除等申告書 0) 改

訂

(象にはなりません。)ている人などは、 年

年

·末調

申告書が改訂されています。令申告書が改訂されていますが、提出を受けていますが、提出された内容に変更がないか、提出された内容に変更がないか、提出された内容に変更がないか、 和 音が改訂されていまれる年分から、扶善 いますが、提出する最初に給 養控 除 か、 Í 書

を 除点 非居 対は扶象、養 る事項の記載箇所に を記載する欄 にする事実」に 養 住 源泉控除対象配は控除等申告書の 扶養親族 .者である親族」 や、 の記 住民税にいてのは 載箇 や「生 偶 主 者 退 な変 所に、 P 手関情計 控更

泉下て

徴

税有等

版を集計なった給い

社会保険料が おりば おが社員に

所得源以

た源泉徴収税

額と年調

所年税額 保に徴収

そして給

与等を支払う際

とを

比較

過不足額

を

後収

の給与等の金

**単額を計** 

うます。

一 毎 年 給 月 末

支払

は

まず

対

Ĺ

年調年税額を計

算

がします。

与

所得金額・

税額控除

年

末

調

整

0)

流

n

給除申ま

の告

額書

(次頁

表2参

照

•

原額を計 所得: た各

ず。

員

つから

提

に出され

の社

内容をもとに、

控

す。 て記載する欄 等 寡を 婦有 州又はひとり記る でる配偶者・ が追加され 親」に · 扶 養親 てい 9 族 ま

#### 住 宅 口 ン 控 除

に除た令 4年1月1日以降に については、一定の場 で控除率が1%から0 で存の年末調整から であるでは、一定の場 である。 である。 であるでは、一定の場 ず 1 認するようにし ン 除 13 定の場合を 0 e y 居 7 きし 住し

て 扶非 養居 控住 は寄を適用に者である親に 刑する場合

書 金 る 烈などに 親 類関 係 示す 族和 を 書 除 に 5 『類』又は「SP」 「留学ビザ等ま a類」又は 類」又は など その つ年 応じ いか 親族 0) て ら て、 適 用扶非 0) 親年 養控 ŋ 書 を受ける 38 - 齢等 族 万 類 二、関 円 除 者 提送「係のるやでると、というという。」という。

Ŧi. 与 年 源 泉徴 の支払者は、 整が終わ 収票等 Ó りましたら、 受給者等に 電子交付

は、非居住者でまれる 親族各人へのその年におけるす 私金額の合計額が38万円以上で あることを明らかにする書類を一 がいます。 「前記4つの書質 いあ払親送カに ま日 なる書類は、「留学ビザ等書 パードが相当における査証 留学ビザ等書類」 38万円送金書類」です。 0) いうち、 今回 (ビザ) 一新たに必 又は 類

保険料控除 住宅借入金等 特別控除申告書 扶養控除等 申告書 (異動) 申告書

で、「全様の方法の種を得る必要があります。」 類や内容を示し、承諾を得る必要があります。 方法により提供載すべき事項な 給者等の 悪」)を発 で令を類用に付い和得やい対す とで、 電子 とができます。 類や内容を示し、承諾用いる電磁的方法の種に対してあらかじめ、付する場合、受給者等付する場合、受給者等 9べき事項なで、源泉徴収 なかった場合には、 交付といいます。 ることになりま でに受給者から回れてい、その期間知をあらかじめばない時は承諾に係るまでに承諾に係るまでに承諾がいまる。 支 以所 たも する 9  $\neg \mathcal{O}$ L のこれを提供するこ で電磁的 以収票に記 に記が、受 のとみ 7 ま 受書こ収収

#### 表2 所得控除の種類と年末調整の可否

所得控除	可否	控 除 額	
社会保険料控除	0	支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額	
小規模企業共済等掛金控除	0	掛金の合計額	
生命保険料控除	0	<ul> <li>① 一般:旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円</li> <li>② 個人年金:旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円</li> <li>③ 介護医療:最高4万円</li> <li>①・②・③合計で最高12万円</li> <li>※①と②について、旧契約と新契約の両方がある場合の控除額は、最高4万円ですが、旧契約分のみで計算した場合の控除額の方が大きい場合は、旧契約分のみで適用(最高5万円)を受けることもできます。</li> </ul>	
地震保険料控除	0	地 震: 最高5万円 旧長期損害: 最高1万5千円 合計で最高5万円	
寡婦控除	0	27万円	
ひとり親控除	0	35万円	
勤労学生控除	0	27万円	
障害者控除	0	障害者1人につき27万円 特別障害者1人につき40万円 同居特別障害者の場合は75万円	
配偶者控除	0	一般の控除対象配偶者:最高38万円 老人控除対象配偶者:最高48万円	
配偶者特別控除	0	最高38万円	
扶養控除	0	(1) 一般の控除対象扶養親族 38万円 (H20.1.1以前生まれで、下記(2)、(3)に該当しない人) (2) 特定扶養親族 63万円	
		(H13.1.2~H17.1.1生まれ) (3) 老人扶養親族   同居老親等以外:48万円   (S29.1.1以前生まれ)   同居老親等:58万円	
基礎控除	0	最高48万円	
雑損控除	×	AKIN 19731 3	
医療費控除	×		
寄附金控除	×	(注) ふるさと納税の場合、ワンストップ特例制度 有	

たで導入・継ば なで導入・継ば ります。 =が見直され、裁量労働制。 新たな要件を満たしたう 続をする必要があ 0) の導入に 育和6年4₽ する 月以 要

双方にとって有益な制度となる全体が制度の趣旨に沿って労使裁量労働制を含む労働時間制度 適 よう行われたものです。 この る 用 調 で把握した実態を踏まえ、 • ・運用実態を正常の見直しは、裁員 査 裁量労働 確 量 制 一労働 実態 把 握 制 調 しの

来務型裁量労E が、今回は両者軍労働制」が見級量労働制」と

> 型裁量労働制なのうち導入割な **側制を取り上ば入割合の多いま** げ専 門業 ć W ま務

# 主な改正

は、 行う必要があ 業務型裁 令 全ての 和6 年 4 量 三労働 事 事業場で次の 労働制を実施 ŋ ´ます。 0) 施 降 治措置を 専 門

労働基準監督 年4月1日2 を行う必要が ください 4月1日以降も継続既に導入済の企業が 0 令和 6 |督署に協定届 あ 年3月 ることにご 末 L にご注意 田の届出 つて行う

することとされてい

・ます。

- とを労使協定に定める。に不利益取り扱いをしなとや、同意をしなかった。 本人同意(※1)を得 一取り扱いをしな をしなかった場合 で得るこ いこ
- 記 記録を保存し、同意とは 労使協· 同意の撤 とその撤回に関する 定に定める。 回 (※3) すること [の手続き(※2)
- \* 1 入後 専門業務型裁量労働制 眀 0) がなされなかったこ処遇等について十分 ょ り、 由 品な意思 当該 同 能められ 発意が労

\* L 0 の申出先となる部署の場合があります。 ず。 間

\* 3 2 効期間 定労同の働意 6 方法等その 効期間の満了後3年間保存定の有効期間中及び当該有労働者ごとの記録を労使協同意及びその撤回に関する 記録 かにすることが び担 当者、 0 の保存については、 具体 的 口 必 内 0) 一要です。 容を明るる部署

が下 (=)制の健 措康 健 度 康 を実施します。 正 福祉確保措置 確保措置とし よる 追 加 事項でして以

①す。 対象とする措置 事業場の 対 象 労働 留者 全員: な

1 保 勤 務 間 イン ター バ ル 0 確

ハロ 定 0 労 深 働 夜 制 0) 労働時 度 の適時 労 間 働 用解 間の 0) 同を超え 上限 口 除 数 は 措置 関 んた場 合

することを含めたその取得とまった日数連続して取得年次有給休暇についてま 次 のた日数連続して次有給休暇につ

**(2)** ホ 応 じ 個 四々の対象労働 定 の労働 置働 時 間 者 を 0) 超 状 える 況

指対 導 象 労 0) 医 師 0) 面

0) 付 代 付 休 H 又 は 特 別 な 暇

つ い 心 健 等による保健 導又は対象労働者に産 せること 産業医等による助言・適切な部署への配置転のいての相談窓口設置を記しいのでは、 指 **間導を受けさる助言・指る助言・指** 題

まし まえ、 務状況及びその健康状態を踏特に把握した対象労働者の勤 置をそれぞれ1つずつ以上での措置、ホからヌまでの 施することが望ましいとされ、 これらのうち、 いとされて ハを実施することが 11 ます。 1 からニ 実措ま

が制度改正ている必要が ている必要があります。傍線部協議の上で、次の項目を協定し令和6年4月以降は、労使で三 労使協定事項 協 よる追 加 事 項

\_ ①す。 度 0) 対象とする業

- なす 時 間
- をしな が配 でしないことが対象労働者に の遂行の遂行 具関の 体し、手段 的 段 な使や 指用時

<

調顧

及は合又

查客銀

又の行

& 及

ド言

 $\dot{O}$ 

業

務

A が助っ 不合併

- (5) (4)祉 況 ・ の 福 状 0) 処
- 6 者 理 労 働
- 7 取を 益な意
- (8) 意 0)
- (10)(9)のそ記び処祉 対間の録同理確労労回制扱し 年間)保存すること年間)保存することでの有効期間中及びで変施状況、同意及の実施状況、同意及での方効期間中及びの実施状況、同意及での有効期間

象は期 告務 景の間 に門に追 業お加 ル加され 水務型裁 対型裁 ま量次 し労の

> ドバイザラの業務に対して、 に関 で で 収 社 (V) ĺ わゆる M に関する を X に関する わ を事働に 項者 つ いョ

#### 正 な 運 用 の 確

表業及び終業の時刻の決定も含まれるため、使用者から始業又は 終業の時刻のいずれか一方でも 終業の時刻のいずれか一方でも を業の時刻のいずれか一方でも を業の時刻のいずれか一方でも を業に関する裁量が過大である場合には、労働者から時間配分の決定に関する裁量が失われたと を適用労働者から時間配分の決定に関する場合には、労働者から時間配分の決定があります。 を適用労働者から時間配分の決定に関する場合には、労働者から時間配分の決定に関する場合には、専門業務型裁量があります。 い量指終れ業 配 分の 决 来務に該は専門業では、 の決定と の決定と もは、 ま始

わの場合

時る型認定 がも 間 み な のに は す 生 うる必要ない。

> を行い、これ 中分理解させス 一事門業務型 一百及び制度の内 一百及び制度の内 一方では、これ 上司に対 させることが適当です。 14、使用者は、 がし、次に埋め要な管理者 必要な管理者 一裁量労働 制 い教育る労権 0) 趣

3 うこと。 は的確に ないない。 は的確にこれらの見直しを行失われるおそれがある場合に決定等に関する裁量が事実上の用労働者から時間配分の 定 し、指 労働省トゥ… 垣示を的確に行うこと。 一旦にを選正に設 期限容

### (=)「みなし 労働 時 間」と処 遇 0

① 点 は み確 労み以な 下 し

も制制適て労 は働 の度 度用 を考慮 ح 時使な 及労 の相応の処遇を確保する留き 下のとおりです。 時間を設定するに当たっ 時間を設定するに当たっ 大対象業務の内容並びに が動者に適用される評価 となるようにし、適用学 を考慮して適切な水準の となるようにし、適用学 での す る労の金価につし

> 定場で致さ がはた 働い れも働 え 定労ば で確保するで、適用労の力働者への な時用 者が、間をや い間 す 間を事もとことを事もの一上 b

**(2)** 場における所定労働時間を 定労働時間に一定の時間を えた時間をみなし労働時間を が、相応の処遇を確保して設定する。 一でも明らかに処理できる。 の処遇を確保しないといった。 の処遇を確保しないといった。 の処遇を確保しないといった。 できる必要があります。 ことが必要があります。 ことは、専門業務型裁量がら相当働いた。 の処遇を確保しないといった。 できる必要があります。 この制度のスタートは来年 労働時間をみなし労働時間をみなし労働時間相当働いたと 宗神門業務型裁量労働 を確保しないといった を確保しないといった を確保しないといった を確保しないといった であることに留意 のスタートは来年4

こ か こ う か ら の る です 7 は おく必 定 が出和 7 あ P ŋ 個年は まかの月年 ح がの同末4

7 — 12 月号

間

専

門

#### 仕事のパターン化

N総合病院の外来用受付は、4人の担当 者及び補佐役1人の合計5人です。

補佐役Sさんは、仕事に慣れるまでの3 カ月間は苦労しましたが、その後はコツを 掴んだのでスムーズに処理しているそうで す。

Sさんのコツとは、例えば100人から電 話がかかってきた場合、およそ90人(全体 の9割)はよくある、「高熱が続く」、「吐き 気がする」、「頭痛がひどい」等々の症状で、 それらはパターン化出来ることから、高熱 の人は 「××科」、吐き気がする人は 「○○ 科 へとまわす。

では、分類できない1割はベテラン看護 師に電話を回し、そこで相談に乗ってもら う、というものです。

このことは、通常の仕事のやり方にも共 通します。というのは、仕事は一回性の仕 事より反復の仕事が多いからです。つまり、

9割の仕事はマニュアル化出来るし、又、 実際にしているということです。では、他 の1割は、これは特殊なケースですから、 時間をかけて取り組むことになります。

[9割と1割] に分ける (パターン化) を原 則化、基準化して仕事を進めるのは多くの 企業が行っています。

しかし、会議については事情が大きく異 なります。会議である程度時間をかけ大筋 で話がまとまろうとしている時、必ずといっ て良いほど、「いや、このような場合、こ の決定では対処できないのではないか? | という意見が出ます。

すると、皆が「それもそうだ、確かに難 しいかもしれない…。今日は決めずに次回 の会議の検討事項にしよう。」となります。

このような会議は、ハッキリ言って間違っ ています。8割、9割がうまくいくのであ れば決定することです。議論が決まりかけ てきた時の反対意見は、それはそれとして 決定後に検討すべきでしょう。

# 0 経営者の

社 B 員 社 6 つ会 社員のせいにしたのでらぬ所で現場が勝手に に営者の. た不正につい 社 会見を行った車 れた会見があり て急成長を遂げてきたの社は利益確保を至上命 В 社 あるべき姿を考えさ の 背景には社員に 社長 勝手にやっ て、 は  $\dot{o}$ ま です。 経営陣 買取 らした。 題 改 たと 過 ح  $\mathcal{O}$ 販 な で題 知

の維持・発展を持つことへ、 さには怒! いとは B 会社 意義を考えさせます。 経 営 0 者 怒りを超え、 В 課題 せ、 0 社 末に 展 責  $\mathcal{O}$ あ 任と 社長 問 げく Ų 取 ま 題 一つは には、 経営  $\mathcal{O}$ · は悪 社事 自 は 社員に 全 覚 宝貴任一つは の が  $\mathcal{O}$ 

在

って いことに 社員を粗 ル いきました。とにより組織 マ を てき 織 的 まし 不正 が広 た。 存な悪え

#### アイデアについて

「このようなアイデアを思いついた。作っ てくれる会社を探して欲しい」、「考えたア イデアをもう少しオープンにしてくれませ んか 、「アイデアを話したら盗用されてし まうではないですか」。次のように考えて みてはいかがでしょうか。

どんなアイデアでも最初は単なる思いつ きに過ぎないことが多く、自分の頭の中で 考えている場合は、そのアイデアは全てが 正しく思える。しかし、人に話す時には相 手を納得させようとするので、自分の思い 通りにはスラスラといかない。

例えば、「こんな素晴らしいアイデアな んですが |、「素晴らしいと考える理由は? |、 「こうこうだからです」、「でも××商品も そのようなアイデアからのもののような気 がしますが |。

相手を納得させる以上に自分の中の別人 を納得させて、アイデアをさらに次へと発 展させることが重要です。